

# 社会福祉法人志布志市社会福祉協議会公用車管理規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の所有する車両の適正な管理と効率的な運用を図るため、法令その他の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 車両 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第2条第2項および第3項に規定する自動車（消防自動車を除く。）で、本会が所有し、又は占有し、かつ、現に本会において管理しているものをいう。
- (2) 運転管理者 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第74条の2第1項の規定に基づき選任された安全運転管理者をいう。
- (3) 運転者 第1号に規定する車両を運転する者をいう。

## (管理等の原則)

第3条 車両は、常に良好な状態に整備し、使用目的に応じて最も効率的な運用を図り、使用しないときは、所定の場所に格納しておかなければならない。

2 車両の使用に際しては、特に各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 職務を遂行するために運転を命ぜられた者以外の者の運転は認めない
- (2) 公私の別を厳正に、関係法令の規定を厳守する
- (3) 運転者の規律、健康及び精神の安定に万全を期すること
- (4) 車両を所管する事務局長及び支所長(以下「所属長」という。)は相互に協力し、車両の効率的な運用を図り、交通安全に努めること

## (車両の管理)

第4条 車両の管理責任者は、所属長とし、事務局長が統括するものとする。

## (運転管理者の選任及び解任)

第5条 運転管理者は、法令で定める要件を備える者のうちから、会長が選任する。

2 会長は、運転管理者が次の各号の一該当するときは、解任することができる。

- (1) この規程に定める職務を怠ったとき
- (2) 重大な事故を起こし、又は重大な交通違反で検挙されたとき
- (3) その他運転管理者として適当でないと会長が認めたとき

## (運転管理者の職務)

第6条 運転管理者は、上司の命を受け、車両の安全運転に関する管理全般の職務に従事し、道交法第74条及び第75条に規定するもののほか、次に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 運転者に対し車両の安全運転に関する法令その他について指導教育すること
- (2) 運転者の運行上の事故及び違反行為の記録を整備し、その原因を分析すること
- (3) その他安全運転を図るために必要な事項

2 運転管理者は、車両の点検及び整備等については、運転者と密接に連携して車両の保安に努めなければならない

ない。

#### (車両の修理)

第7条 運転者は、車両の修理を必要とするときは、事前に所属長の承認を受けて実施しなければならない。ただし、やむを得ない理由により事前に承認を受けることができないときは、この限りでない。この場合、事後において速やかに承認を受けるものとする。

#### (使用の承認等)

第8条 職員は、自動車を使用とする場合は、あらかじめ所属長を経て運転管理者に承認を得なければならない。

- 2 運転管理者は、提出された自動車使用伺簿に基づき、車両の的確な運行を計画し、安全な運転の確保に留意しなければならない。
- 3 運転管理者は、次の各号の一に該当する場合でなければ、自動車の使用を承認してはならない。
  - (1) 職員が公務に従事するため、必要があるとき
  - (2) 災害が発生し、緊急に応援者、罹災者等を輸送する必要があるとき
  - (3) その他特に必要と認めるとき
- 4 運転管理者は、業務上の都合又は乗務する運転者の健康状態、天候、行先、走行距離及び使用の緊急性等により、運行計画を変更し、又は運行を制限し、若しくは経路の変更を命ずることができる。

#### (私有車の使用)

第9条 所属長は、私有車について、緊急又は特定の業務のためやむを得ない場合に使用を承認することができる。

- 2 前項の使用については、別に定めるところによる。

#### (車両の借受け)

第10条 他の所属長の所管に係る車両を借り受けようとするときは、当該所属長に申し込み、承認を受けなければならない。

- 2 車両の管理責任者は、前項の申込みが適当であり、かつ、車両の運行に支障がないと認めたときは、当該車両を運行させることができる。
- 3 前2項の規定により借り受けた車両（以下「借受車」という。）の使用を終えたときは、速やかに当該借受車を所属長に返還しなければならない。
- 4 借受車の運行管理責任は、借受期間中、借受側にあるものとする。

#### (運転者の指定)

第11条 運転管理者は、正規の運転手を除き、車両の運転をする者をあらかじめ所属ごとに指定し、所属長に届け出ておかななければならない。

- 2 自動車等は、正規の運転手を除き、前項の規定により届け出た者でなければ、これを運転することができない。
- 3 所属長は、指定された者が次の各号に定める事由に該当するときは、当該運転者の指定を取り消すものとし、新たに運転者の指定をすることができる。
  - (1) 道交法に違反する事実を理由として懲戒処分を受け、又は道交法第6章第6節の規定により免許の取消し、停止等の処分を受け、若しくは道交法第8章の規定により刑罰に処せられた者で、当該処分を受けた日又は刑罰に処せられた日から1年を経過しないもの

- (2) 疾病等により職務に従事できないとき
- (3) 業務上の都合（配置換え）によるとき

(運転者遵守事項)

第 12 条 運転者は、別に定めのあるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 車両法第 4 7 条に規定する始業点検は、備付の始業点検簿により行い、直ちに管理責任者に報告し、その指示を受けること
- (2) 交通関係法令を守り、安全運転に努めるとともに、車両の効率的な運行を図ること
- (3) 駐車に当たっては、駐車禁止区域、時間制限等確かめ、一般の通行その他に支障のないようにすること。
- (4) 車両を運行しないときは、車両及び鍵は、所定の場所に格納し、又は保管すること
- (5) 車両は、常に整備し、火災、盗難等事故の防止に努めること

(自動車運転日誌の備付け等)

第 13 条 所属長は、その所管する車両ごとに自動車運転日誌を備えなければならない。

- 2 運転者は、用務終了後自動車運転日誌を記録し、運転管理者を経て所属長に報告しなければならない。

(事故報告等)

第 14 条 運転者は、衝突、火災その他事故等が発生したときは、直ちに道交法第 7 2 条第 1 項の規定する措置をとるとともに、運転管理者を経て所属長及び事務局長に報告しなければならない。

(職員の賠償責任)

第 15 条 職員が故意又は重大な過失により車両を損傷し、又は破壊し、若しくは物を損壊したときは、本会職員就業規則の定めるところによる。

(清掃)

第 16 条 運転者は、業務を終了したときは、直ちに帰庁し、車両の清掃をしなければならない。

(報告)

第 17 条 運転者は、清掃終了後帰庁時刻、走行距離及び清掃終了の事実を運転日誌に記入し、車両の鍵を添えて所属長に提出し、その確認を受けなければならない。

- 2 前項の確認を受けることができないときは、運転管理者及び所属長に報告しなければならない。

(格納)

第 18 条 運転者は、点検終了後、運転管理者の指示に基づき、所定の場所に車両を格納しなければならない。

(委任)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 8 年 1 月 4 日から施行する。